

訓令甲第22号

警視庁航空隊の運営等に関する規程(平成5年4月1日訓令甲第12号)の全部を次のように改正する。

平成28年9月1日

警視総監 高橋 清孝

警視庁航空隊の運営等に関する規程

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 航空隊

第1節 航空隊の任務(第4条・第5条)

第2節 組織及び編成等(第6条—第16条)

第3節 勤務制及び勤務時間等(第17条—第19条)

第4節 航空業務の管理体制(第20条・第21条)

第5節 航空業務計画(第22条・第23条)

第3章 運用

第1節 機長等の指定及び飛行計画の承認等(第24条—第29条)

第2節 要請に基づく航空機の運航(第30条—第34条)

第3節 広域運用(第35条・第36条)

第4節 事故発生時の措置(第37条—第41条)

第4章 整備等

第1節 点検整備(第42条—第45条)

第2節 保守管理(第46条—第49条)

第5章 補則(第50条・第51条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、警視庁航空隊(以下「航空隊」という。)の運営並びに警察用航空機(以

下「航空機」という。)の運用及び整備等について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 航空隊の運営並びに航空機の運用及び整備等については、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空機の運用及び整備等に関する業務をいう。
- (2) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る付属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- (3) 航空従事者 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

## 第2章 航空隊

### 第1節 航空隊の任務

(任務)

第4条 航空隊は、航空機を運用することにより、次に掲げる活動に当たり、もって都民の日常生活の安全及び平穩を確保することを任務とする。

- (1) 警ら
- (2) 遭難者の捜索救助
- (3) 関係部門と連携した警察活動
- (4) 大規模災害等発生時(地震、津波、豪雨、火山の噴火その他の異常な自然現象、旅客機の墜落、船舶の水難その他の事故等により大規模な被害が発生し、又は正に発生しようとしている場合をいう。)における警察活動
- (5) テロリズム事案発生時における警察活動
- (6) 前各号に規定する活動のほか、地域部長が事案の内容から航空隊が従事する必要があると認める活動

(警ら用無線自動車等との連携等)

第5条 航空隊は、前条の任務を効率的に遂行するため、航空機の運用に当たっては、警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るとともに、通信指令本部の機能を十分に活用するよう

努めなければならない。

## 第2節 組織及び編成等

(隊本部)

第6条 隊本部に庶務係、会計係、運航企画係及び特務係を置く。

(副隊長)

第7条 副隊長は、航空隊長（以下「隊長」という。）の命を受け、隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係長)

第8条 係に係長を置き、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察行政職員を充てる。

2 係長は、係の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(主任)

第9条 係に主任を置き、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する警察行政職員を充てる。

2 主任は、係の事務のうち担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係の分掌事務)

第10条 係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

係	分掌事務
庶務係	1 隊の庶務に関する事。 2 教養計画に関する事。 3 健康管理に関する事。 4 他の分掌に属しない事。
会計係	1 会計経理に関する事。 2 隊庁舎、備品等の維持管理に関する事。 3 福利厚生に関する事。
運航企画係	1 航空業務の企画に関する事。 2 航空機の運航に係る連絡調整に関する事。
特務係	1 航空機による救難救護、情報収集及び広報活動に関する事。 2 ヘリコプターテレビシステム及び写真撮影に関する事。 3 装備資器材の整備及び保管に関する事。

(飛行センター)

第11条 航空隊に、その活動の拠点として、飛行センター（事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備その他所要の施設及び設備を備えた航空基地をいう。以下同じ。）を置く。

2 飛行センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
----	----

江東飛行センター	江東区新木場四丁目7番31号
立川飛行センター	立川市緑町3567番地

3 江東飛行センターに、隊本部を置くものとする。

(飛行センターの編成)

第12条 飛行センターの班の編成は、次の表のとおりとする。

飛行センター	班	組
江東飛行センター	飛行班	第1組・第2組・第3組
	整備班	第1組・第2組・第3組
立川飛行センター	飛行班	第4組・第5組
	整備班	第4組・第5組

(班の分掌事務)

第13条 班の分掌事務は、次の表のとおりとする。

班	分掌事務
飛行班	1 航空機の操縦に関する事。 2 飛行計画の通報に関する事。 3 航空機の安全な飛行に関する事。 4 航空機の運航に関する教育訓練に関する事。 5 その他航空機の運航に関する事（運航企画系の分掌に属するものを除く。）
整備班	1 航空機等の整備に関する事。 2 整備計画の作成に関する事。 3 航空機等の整備記録に関する事。 4 航空機等の整備に関する教育訓練に関する事。

(班長)

第14条 班に班長を置き、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察行政職員を充てる。

2 班長には、原則として、航空従事者を充てる。

3 班長は、班の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(飛行長)

第15条 飛行班の各組に飛行長を置き、航空従事者たる警部補の階級にある警察官を充てる。

2 飛行長は、班の事務のうち担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(整備長)

第16条 整備班の各組に整備長を置き、航空従事者たる警部補の階級にある警察官又はこれに相

当する警察行政職員を充てる。

2 整備長は、班の事務のうち担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

### 第3節 勤務制及び勤務時間等

(勤務制)

第17条 航空隊職員の勤務は、毎日制勤務とする。

(勤務時間)

第18条 隊長、副隊長、隊本部の職員及び班長の勤務時間は、次の表のとおりとする。

勤務	勤務時間		総時間	実働時間	休憩時間
	出勤	勤務終了			
日勤日	午前8時30分	午後5時15分	8.45	7.45	1.00

2 前項に規定する者以外の職員の勤務時間は、次の表のとおりとし、週休日は、4週に8回隊長が指定した日とする。

勤務	勤務時間		総時間	実働時間	休憩時間	休息時間
	出勤	勤務終了				
日勤日	午前8時30分	午後5時15分	8.45	7.45	1.00	0.30

(宿直)

第19条 航空隊職員のうち警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員は、隊長の定める月間計画により宿直勤務に服するものとする。

2 宿直員には、宿直時間帯に災害、突発事案等が発生した場合に、航空機を運航することができる要員を指定するものとする。

### 第4節 航空業務の管理体制

(運航責任者)

第20条 航空隊に、次に掲げる業務の実施についての責任者（以下「運航責任者」という。）を置く。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 運航責任者には航空従事者たる警察官を充てなければならない。この場合の警察官は、原則として警部の階級にある者とする。

(安全担当者)

第21条 航空隊に、運航責任者を補佐し、次に掲げる業務を担当する者（以下「安全担当者」という。）を複数置く。

- (1) 航空機事故の防止に関する計画を立案すること。
- (2) 航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理を行うこと。
- (3) 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。
- (4) 航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

#### 第5節 航空業務計画

(航空業務計画)

第22条 地域部長は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務を効率的に遂行するため、隊長に規則第4条第3項に規定する航空業務計画を策定させるものとする。

(実施計画)

第23条 運航責任者は、前条の航空業務計画に基づき、毎年の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成するものとする。

### 第3章 運用

#### 第1節 機長等の指定及び飛行計画の承認等

(機長の指定)

第24条 運航責任者は、航空機を運航させる場合は、その都度、隊長の承認を得て、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

(機付の指定)

第25条 運航責任者は、航空機を運航させる場合は、その都度、隊長の承認を得て、当該航空機を整備する資格を有する者を機付に指定しなければならない。

2 機付は、当該航空機の実備に関して、全ての責めに任ずる。

(飛行計画等の承認等)

第26条 機長は、航空機を運航させる場合は、飛行計画を作成し、隊長の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 機長は、飛行センターから航空機を出発させようとする場合は、隊長の承認を受けなければならない。

(機長の責任と権限)

第27条 機長は、航空機の飛行に関して、全ての責めに任ずる。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関して、機長を指揮してはならない。

(目的外飛行等の禁止)

第28条 機長は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外の飛行をすること。
- (2) 搭乗者に対して、いたずらに不安感を与えるような操縦をすること。

(飛行安全基準)

第29条 隊長は、国土交通大臣が定める運用限界等指定書の範囲内で、飛行安全基準を定めておかなければならない。

2 機長は、航空機の飛行に当たっては、前項の飛行安全基準を遵守して、その安全を期さなければならない。

## 第2節 要請に基づく航空機の運航

(所属長からの要請)

第30条 所属長は、自所属の警察職員等を航空機に搭乗させる必要がある場合は、地域部長（航空隊運航企画係経由）に要請し、その承認を受けなければならない。

2 所属長は、航空機の派遣を必要とする場合は、地域部長（航空隊運航企画係経由）に要請し、その承認を受けなければならない。

(搭乗承認)

第31条 地域部長は、前条の規定による要請があった場合は、搭乗目的、飛行方法、離着陸場所、飛行時間等について審査の上、承認するものとする。

(東京都からの要請)

第32条 地域部長は、東京都の局長等から東京都の職員等の輸送等の要請を受けた場合は、その要請内容を前条の規定に準じて審査の上、必要と認めるときは、これを承認することができる。

(部外からの要請)

第33条 地域部長は、第30条に規定する所属長及び前条に規定する東京都の局長等以外の者から部外者の輸送等の要請を受けた場合は、その要請内容を第31条の規定に準じて審査の上、真に必要と認めるときは、これを承認することができる。

(搭乗者の遵守事項)

第34条 搭乗者は、搭乗を承認された以外の飛行及び低空飛行、上昇反転飛行等危険を伴う飛行方法を機長に要求してはならない。

2 搭乗者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飛行中は、機長の指示に従うこと。

- (2) 飛行中は、搭乗目的以外のことを機長に話しかけないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器に手を触れないこと。
- (4) 飛行中は、機外に物を投げないこと。
- (5) 飛行中は、喫煙しないこと。
- (6) 携行品（電波を発する機器、カメラ、かばん等）がある場合は、あらかじめ機長に申し出てその承認を受けること。
- (7) 可燃性物質その他の危険物件を機内に持ち込まないこと。

### 第3節 広域運用

（道府県公安委員会からの援助の要求）

第35条 道府県公安委員会から警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の援助の要求があった場合は、東京都公安委員会の承認を得て派遣するものとする。ただし、急を要し、直ちに派遣を行う必要がある場合は、この限りでない。

（派遣機等の指定）

第36条 前条の場合において、隊長は、その目的、任務、搭乗人員等を勘案の上、航空機の特性を十分に活用し得るような機種及び機長を指定して派遣するものとする。

### 第4節 事故発生時の措置

（故障時等の措置）

第37条 機長は、飛行中において発動機の故障、気象の急変その他の事情により、航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認める場合は、その状況を冷静的確に判断し、万全の措置を講じなければならない。

（機長等の事故報告）

第38条 機長は、次の各号に掲げる航空機の事故が発生した場合は、速やかに隊長に報告した後、地域部長にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、他の警察職員がこれを行うものとする。

- (1) 航空法第76条第1項に規定する事故
- (2) 規則第2条第4項に規定する事故
- (3) 規則第15条第2項に規定する事故

（地域部長の事故報告）

第39条 地域部長は、前条に掲げる航空機の事故が発生したことを知った場合は、速やかに警視総監に報告しなければならない。

（事故調査）



第40条 地域部長は、前条の事故の詳細について必要な調査を行い、所見を添えて、その結果を速やかに警視総監に報告しなければならない。

(長官等に対する報告)

第41条 規則第15条第2項に規定する警察庁長官(以下「長官」という。)への事故報告の手続は、地域部長が行うものとする。長官が航空機事故に関し報告を求めた場合も、同様とする。

2 航空法第76条第1項に規定する事故が発生した場合において、機長が報告できないときにおける国土交通大臣への報告は、地域部長が行うものとする。

## 第4章 整備等

### 第1節 点検整備

(普通整備)

第42条 隊長は、日々点検並びに航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第5条の6に定める保守及び修理(大修理(航空法施行規則第5条の6に定める大修理をいう。以下同じ。)を除く。)を、長官が定める要領により、行わなければならない。

(定期整備)

第43条 隊長は、航空法施行規則第5条の5の整備手順書に定められた使用時間(長官が当該時間を短縮した場合はその時間)に達した場合は、長官が定める要領により、整備を行わなければならない。

(特別整備)

第44条 隊長は、大修理及び改造並びに長官が特に指示する整備を行う場合は、長官が定める要領により、行わなければならない。

(定期検査)

第45条 地域部長は、6月ごとに、次に掲げる事項につき、検査を行わなければならない。

- (1) 航空機等の整備の状況
- (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守の状況
- (3) 航空機等の整備に関する記録の整理の状況

### 第2節 保守管理

(飛行センター等の保守管理)

第46条 隊長は、飛行センター、警視庁本部屋上ヘリポート及び航空保安施設の保守管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の保管)

第47条 隊長は、航空機等を所定の場所に格納し、機能の保持に努めなければならない。

(退避計画)

第48条 隊長は、非常の場合における航空機等の退避計画を策定しておかなければならない。

(無線機器の管理)

第49条 隊長は、飛行センター、警視庁本部屋上ヘリポート及び航空機の無線機器の適正な管理及び運用に努めなければならない。

## 第5章 補則

(報告)

第50条 隊長は、毎月1回、航空機の運用及び整備の状況を、地域部長に報告するものとする。

(細部事項等)

第51条 この規程を運用するために必要な細部事項は、地域部長が定めるものとする。

- 2 隊長は、特別の事情により、この規程により難しい事項については、地域部長の承認を受けて、別の定めをすることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

(警視庁文書管理規程の一部改正)

- 2 警視庁文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4中

「

庶務係	地. 航. 庶	航. 庶
-----	---------	------

を

「

庶務係	地. 航. 庶	航. 庶
会計係	地. 航. 会	航. 会

に改める。

」